

投資的経費の見直しに係る区側提案に対する都側論点メモ

No.	項目			確認事項等
1	対象施設・規模	共通		・「費目ごと・施設ごとに検証した結果、概ね充足している」と結論付けているが、100%を大きく超えている施設等が含まれているため、再度検証すべきである。
2				・「費目ごと・施設ごとに検証」としているが、現行算定はメニュー方式を導入している点を踏まえ、メニューごとの分析を実施すべきである。
3				・調査結果について、過大／過少な規模を持つ施設が含まれているため、精査を実施すべきである。
4				・固定費割合について未検証となっているが、施設の性質や区の実態等を踏まえて見直しを実施すべきである。
5				・調査結果の集計等に疑義があるため、精査が必要である。
6		各費目	高齢者福祉施設（老人福祉施設）	・財調上の老人福祉施設は、「老人憩いの家」「老人福祉センターB型」と整理されている。 ・区案は実態を基に規模を設定しているが、これらの施設は国通知により1施設当たりの標準的な規模が設定されているため、当該通知に基づき、495㎡を超過する施設は異常値として精査をすべきである。
7			高齢者福祉施設（地域包括支援センター）	・施設の配置実態を踏まえ、標準施設への追加を検討すべきではないか。
8				（標準施設へ追加する場合） ・未設置区があるが、センターが担う業務はどこで行っているのか。
9				（標準施設へ追加する場合） ・本施設に関する経常的経費は「介護保険事業助成費（繰出金）」として、標準算定されているが、投資的経費も繰出金という形態になるのか。
10			高齢者福祉施設（高齢者在宅サービスセンター）	・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、利用定員に応じた、食堂・訓練室に係る基準が存在しているが、これを活用した規模設定としない理由を伺う。
11			児童福祉施設（放課後児童クラブ）	・放課後児童クラブの規模については、直近の見直しにおいてプレハブ施設を除いた面積で設定している。今回の調査結果には、プレハブ施設が含まれており、そのまま見直しに用いるべきではない。
12			【態容補正】 認定こども園	・認定こども園について、現行算定では教育費で1号認定のみを対象としているが、2～3号認定分について態容補正の追加を検討する必要はないか。
13				（2～3号認定分を追加する場合） ・認定こども園について、園庭及びフェンスの算入を検討する必要はないか。
14				（2～3号認定分を追加する場合） ・現行算定における認定こども園は、「保育所型」及び「幼保連携型」と設定されている。 ・この点について、調査時点での区の実態と直近の傾向を踏まえて、「幼保連携型」への統一を検討すべきと考える。
15				（2～3号認定分、園庭／フェンスを追加する場合） ・現行算定における認定こども園の規模については、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」に基づき設定されているが、当該資料は1号認定分を対象としている。 ・2～3号認定分を追加する場合には、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を踏まえ、1～3号認定分の規模を設定することを検討すべきである。
16			衛生費 保健衛生施設（保健所（衛生検査センター含む））	・設置義務がある施設だが、対象区が全区ではない理由は何か。
17			清掃費 車庫	・車庫について、大規模改修経費のみの経費設定となっている。 ・この点について、車庫の実態を踏まえ、例えば屋外ではなく、建物内に存在する車庫が普遍である場合は、「清掃事務所及び清掃事業所」と一本化も検討すべきと考える。
18		教育費 小学校・中学校（校庭・フェンス）		・校庭について小学校設置基準及び中学校設置基準を踏まえ、見直しの必要の可否を検討すべきと考える。 ・また、校庭面積の変更に伴い、フェンスも合わせて見直しの必要の可否を検討すべきと考える。
19				（フェンスを見直す場合（校地面積の設定）） ・財調上の標準規模は延べ床面積と認識している。校舎の敷地面積を算出する場合、「標準建物予算単価」では、学校校舎は4階という設定であることから、校舎の標準規模を階数で除したものが校舎の敷地面積と考える。
20				（フェンスを見直す場合（校地面積の設定）） ・校地面積に給食室面積を含めるか整理が必要になる。 ・給食室は校舎の国庫補助基準面積に含まれず、また、現行の大規模改修の単価の積算では、給食室に「屋上防水」や「外壁」が組み込まれていることから、財調上は独立した建物であり、校地面積に含めるべきと考える。

No.	項目				確認事項等
21	対象施設・規模	各費目	教育費	小学校・中学校 (校庭・フェンス)	(フェンスを見直す場合(校地面積の設定)) ・校地面積におけるプールの取扱いについては、校舎等に内蔵されたプールの設置状況を考慮すべきと考える。
22				幼稚園	・幼稚園について、園庭及びフェンスの算入を検討する必要はないか。
23					(園庭/フェンスを見直す場合) ・財調上の標準規模は延べ床面積と認識している。幼稚園舎は、平成25年度財調協議における改築単価の積算の作りを確認すると、標準建物予算単価の「庁舎(2階)」を適用していることから、財調上における幼稚園は2階建てとして整理すべきと考える。 ・また、小学校・中学校のフェンス設定方法と同様に、幼稚園の敷地全体の面積を算出し、フェンス面積を設定することを検討すべきと考える。
24					各種運動施設 (管理棟等)
25				・現行の標準規模における施設数は「1」となっているが、この施設数は複数の運動場等における管理棟を集約して便宜的に「1」としているという理解でよいのか。	
26				【態容補正】 特別支援学校及び 養護学園	・特別支援学校及び養護学園について、見直しを検討すべきと考える。
27					・現在の態容補正は、1校当たりでの補正式になっているが、小学校費の態容補正Ⅲにおいて、学級数や児童生徒数等による算定を検討する余地はあるものと考えているが、見解を伺う。
28					・特別支援学校等の校舎面積を国庫補助基準の準用とする場合、寄宿舎については、収容児童生徒数から面積を算出するため、寄宿舎の収容人数の設定方法の検討が必要になるが、見解を伺う。
29				【態容補正】 武道場	・現行の武道場面積は400㎡と設定されているが、これは区の武道場の設置状況と学校施設環境改善交付金の交付対象床面積の上限の加重平均により設定をしている。 ・現在の設置状況を踏まえて、見直しの必要性を検証すべきである。
30	年度事業量	長寿命化	教育費	校舎	・現行算定の「給食室」「雨水有効利用設備」については、校舎と一体的な施設として長寿命化の対象となるという理解でよいのか。
31					・「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引(文部科学省)」の長寿命化のイメージで、長寿命化改修には「社会的要求水準(耐震・省エネ等)」と記載がある。これは長寿命化工事の効用・目的として、この水準を満たすものと定義していると読めるが、長寿命化工事に「耐震工事、省エネ工事」も含まれると考えてよいのか。また「等」とあるがこれは何を指すのか。
32					・態容補正の対象である「特別支援学校」及び「養護学園」についても、合わせて長寿命化を導入すべきと考える。
33			元利償還金		・元利償還金の積算に用いる年度事業量について、長寿命化の導入を反映すべきである。
34			その他	その他施設	・長寿命化については、全ての区で実施が予定されており、「その他施設」でも実施することが想定されているため、本来は財調上に導入することが望ましいと考える。 ・一方で、区側が示したとおり、経費設定や耐用年数の設定に関する考え方については、各区で共通して参照している客観的な指標等が存在しないことに加え、現時点では長寿命化工事の実施件数が少ない状況であり、単純に導入することは困難であるという点については同意する。 ・しかし、各区の計画上、長寿命化を実施していく予定となっている中、財調上は長寿命化を実施しない状態で、改築経費を算定し続けることは、過大な算定となっていくと言わざるを得ない。 ・今回の見直しにおいては、上述のとおり単純に導入することは困難と結論付けざるを得ないが、個々の区においては、経費設定等の考え方として、客観的な指標を参照している事例があることから、さらなる検討の余地も残されている。 ・よって、将来的に長寿命化工事の実績が積み重なることを単に待つのではなく、長寿命化の導入に向けた検討を引き続き行うべきと考えるが、見解を伺う。
					35
36	元利償還金			教育費	・元利償還金の積算に用いる対象面積について、小中学校の標準事業規模と一致させるべきである。
37	財調単価	改築	共通 (義務教育施設・ その他施設)		・測量について、工種の追加を検討する必要はないか。
38					・地盤調査について、工種の追加を検討する必要はないか。
39					・工事費を対象としたZEB化費用に係る補正の導入を検討している点を踏まえれば、設計の経費設定においても「標準建物予算単価」の算定式に基づくZEB化に係る補正を導入する必要はないか。
40					・既存の工種について、標準施設の構成を適切に反映するため、加重平均の導入を検討すべきと考える。
41					・エレベーター設備について、「標準建物予算単価」の表記を踏まえ、機械室ありから機械室なしへの変更を検討すべきと考える。
42					・上述の規模に関する指摘を踏まえた修正を実施する場合は、単価設定に用いている規模についても反映する必要がある。

No.	項目			確認事項等
43	財調単価	改築	義務教育施設	・ZEB化費用に係る補正の導入を検討している点を踏まえれば、新たな工種として太陽光発電設備の設定を検討する必要はないか。
44				・「標準建物予算単価」に存在しない既存の工種について、直近で見直した際の単価をベースとし、「標準建物予算単価」の変動率（改築）を乗じて経費設定をすることが妥当と考える。
45				・外構工事費について、「標準建物予算単価」における学校の建蔽率を用いた経費設定を検討すべきと考える。
46				・雨水有効利用設備について、「標準建物予算単価」を用いた経費設定が可能かを検討すべきと考える。
47				・区側調査によれば屋内プールの設置実態が極めて限られていることから、プールの内蔵経費については廃止すべきである。
48				・特別支援学校施設等の新增築の経費で、「活性汚泥槽の設置」を算定しているが、小中学校では、平成19年度財調協議において、区部の下水道は100%普及に至っているとして、算定が廃止になっている。 ・現在も当該経費を存置しているのは、特別支援学校施設等は、都外での設置も想定されているため、という理解でよい。
49		長寿命化 (校舎のみ)		・区側提案は「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（文部科学省）」のモデルを踏まえて、改築単価×0.6としている。 ・この点について、「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について（通知）」において、改築単価に対する比率が67.4%とされていることから、こちらを採用することを検討すべきではないか。 ・なお、本数値を採用する場合は、毎年度のメンテナンスを実施すべきと考える。
50		大規模改修	共通 (義務教育施設・その他施設)	・改築単価と同様に、「標準建物予算単価」によるモデル単価を設定できないか検討すべきと考える。
51			義務教育施設	・校庭の単価について、「標準建物予算単価」のグラウンド整備の単価を用いて経費設定を行うべきと考える。
52		補正	週休2日対応費 特別補正費	・両補正について、恒久的に反映することし、率は毎年度メンテナンスの対象とすることで想定しているが、見解を伺う。
53	環境配慮対策費 (ZEB化費用)		・各区におけるZEB化の実施状況を伺う。	
54			・各区の計画等を確認する限り、ZEB化は原則的に改築時に行うものとされていることから、大規模改修経費には当該補正を反映すべきではない。	
55			・「標準建物予算単価」におけるZEB化費用については、改築単価の設定に用いている一部の建物モデルに対しては原則的に補正を乗じないこととされている。 ・区案はその点を考慮されておらず妥当ではない。 ・なお、補正を乗じる建物モデルを限定する形で修正する場合には、率を毎年度メンテナンスすることが困難であるため、率は据置としたいと考える。	
56	物騰率			・「標準建物予算単価」を用いた単価設定とする場合、モデルの一貫性という観点から「標準建物予算単価」の変動率を物騰率とすることは妥当と考える。 ・一方で、区側提案の改築単価（決算）や大規模改修単価（現行）とするのであれば、「標準建物予算単価」の変動率を採用する理由はなく、現行の物騰率を適用することが妥当と考える。
57				（「標準建物予算単価」の変動率を採用することになった場合） ・変動率は、改築と大規模改修の双方が設定されているため、物騰率として使用する場合についても、それぞれの変動率を採用すべきと考える。
58	特定財源	共通		・区の実態と現行算定における特定財源の設定方法を踏まえ、一部の経費について見直しを行うべきである。
59		民生費 教育費	【態容補正】 認定こども園	・「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に基づき、特定財源を設定すべきである。
60		教育費	長寿命化	・「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について（通知）」に基づき、改築単価（国補助単価）×67.4%として、設定すべきと考える。 ・なお、本数値を採用する場合は、毎年度のメンテナンスを実施すべきと考える。
61			大規模改修	・「令和6年度学校施設環境改善交付金の事業概要について（通知）」に基づき設定すべきと考える。
62	その他の補正	低地係数		・補正の必要性の検証結果を伺う。
63				・今回の見直しによる財調単価の見直しを踏まえ、改めて係数設定を行うべきである。
64		昼間人口		・補正の必要性の検証結果を伺う。

No.	項目	確認事項等
65	その他	・議会総務費-地域交流施設のうち、地域センターの見直しについては、令和３年度財調協議において不調となっており、この際の不調理由を未整理としたまま、今回の見直しを行うことは妥当ではない。 ・令和３年度財調協議における不調理由は、見直し内容に関する都区の見解に相違があったためではなく、令和２年度財調協議における区側発言に関して疑義が生じたためである。 ・令和２年度財調協議では、区側提案により、地域センターをホールの有無や固定席数による付帯機能によって定義するのは、改修等による変容を受けるため、区の実態に即していないとして、見直しを行っている。 ・その際のやりとりにおいて、地域センターは「改修等により、固定席を有するホールが会議室等として変わるなど、施設の状況に変化があるが、当該施設の目的や役割に変更はなく、地域の交流施設であり続けるという実態がある。」と区側が発言しており、都としては、この「実態がある」という発言を受けて、合意をしたものである。 ・この区側発言の趣旨については、令和３年度財調協議でも議論をしたところであるが、令和２年度財調協議時点で、「実態がある」とした施設実態がなかったことは間違いないか。 ・また、現時点において、そういった施設実態があるのかを伺う。
66		（現時点で該当する施設実態がある場合） ・令和２年度財調協議における都発言から、「区の実態」として、そのような施設実態があるという認識を都が持っていることは明確である。この都側の認識に対し、区側から特段の指摘がないまま合意に至ってしまった点については、令和３年度財調協議において述べたとおり、遺憾である。 ・しかしながら、この一点をもって、将来的にも「議会総務費-地域交流施設」の見直しを不調とし続けること自体は、都としても望むことではない。 ・現時点において、令和２年度財調協議で区側が述べた施設実態がある点が確認できるのであれば、今回の見直しにおいて、地域交流施設を見直し対象とすることを是としたいと考えている。